

## 地域・社会貢献研究センター設置要項

〔平成15年6月18日〕  
第3回教授会

平成18年10月18日改正

平成20年 4月 1日改正

令和 3年 4月 1日改正

### (設置の趣旨)

第1 小児から高齢者にいたる保健・医療・福祉サービス等を必要とする人々に対して、適切かつ効率的なサービスを提供するためには、地域及び社会貢献体制の整備及び充実が望まれる。

このため、本学に、地域・社会貢献研究センター（以下「センター」という。）を置き、地域及び社会貢献推進に役立つシステムや技術、テクノエイド等の開発・普及を図るとともに、茨城県が行う「地域リハビリテーション支援体制」の支援を行う。

### (担当する業務)

第2 センターは次の業務を行う。

- (1) 地域及び社会貢献に関する調査研究及び開発・普及
- (2) 医療機関及び関係機関との連携
- (3) 茨城県地域リハビリテーション支援センター業務の支援
- (4) 公開講座に関する事項
- (5) 専門職継続教育課程の運営
- (6) その他、地域及び社会貢献の推進に必要な事項

### (センター長)

第3 センターにセンター長を置き、センター長は学長が指名する。

### (事務)

第4 第2各号の業務に関し必要な事務はセンターにおいて処理する。

#### 付 則

この要項は平成15年6月18日から施行する。

#### 付 則

この要項は平成18年10月18日から施行する。

#### 付 則

この要項は平成20年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要項は令和3年4月1日から施行する。